

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定
豚等の移入の禁止

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

土地改良事業の認可

廃川敷地の生成

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 教委告示 教育委員会の招集

◇ 公 告 危険物取扱者保安講習の実施

毒物劇物取扱者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第千二百四十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

医療機関名	所在地	指定年月日
森整形外科医院	米子市夜見町二二六〇	昭和五十七年十二月十四日

鳥取県告示第千二百四十九号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年十二月二十一日

長野県東筑摩郡の区域

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、大栄地区第二工区県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月二十二日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千二百五十一号

昭和五十七年十一月十九日付けで北条町から申請のあつた土地改良（下神地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月二十二日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百五十二号

昭和五十七年九月二十二日付けで会見町から申請のあつた土地改良（会見（生鹿野）地区区画整理）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二

第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月二十二日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百五十三号

昭和五十七年十月二十一日付けで日南町から申請のあつた土地改良（上

三栄地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月二十二日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百五十四号

昭和五十七年七月十日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（郡家（姫路）地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月二十二日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百五十五号

昭和五十七年十一月二十日付けで江府町から申請のあつた土地改良（御机地区農地造成）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月二十二日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百五十六号

佐治村から申請のあつた村営土地改良（佐治（河本）地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百五十七号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

勝田川水系に係る二級河川 勝田川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十七年十二月二十一日

三 廃川敷地の位置

東伯郡赤碓町大字宮木字屋敷三一八地先から同大字字中河原三三九地
先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二、四二七・九五平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百十八号

昭和五十七年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十七年十二月二十三日(木) 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について

鳥取県選挙管理委員会告示第百十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党鳥取県遊技連支部	谷口豊治	津森 孝義	鳥取市川端二丁目一〇三	政党の支部
自由民主党鳥取県自動車整備販売支部	吹野末吉	岡村 活三	鳥取市丸山町二四八 一〇二	"
自由民主党鳥取県県友支部	広田藤衛	寺坂伊千次	鳥取市元町二七七	"
井上幸喜後援会	桜田憲昭	井上 蓉子	鳥取市松並町一丁目 二八二一	その他の政治団体
鳥取県吉村真事後援会	山根由穂	谷口 安子	鳥取市丸山町二四八 一一二	"
実繁一男後援会	山田 登	伊達 喜市	米子市祇園町二丁目 二四一	"
柏木寿男後援会	森川安春	渡部 幸	米子市夜見町四〇六	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條の規定に基づ

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
足芝孝幸後援会	代表者の氏名	磯岩邦夫	磯村栄寿
武部文中部後援会	会計責任者の氏名	奥田房枝	中島武正

鳥取県選挙管理委員会告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
井上幸喜後援会	渡辺善秀	新 久男	鳥取市松並町一丁目二八二一二	その他の政治団体
さねしげ一男後援会	山田 登	藤岡 暁	米子市祇園町二丁目二四	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 井上幸喜後援会

報告年月日 昭和57年11月4日（昭和57年10月20日解散）

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

◎その他の政治団体

政治団体の名称 さねしげ一男後援会

報告年月日 昭和57年11月19日（昭和57年10月31日解散）

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十七年十二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福 之 助

一 日時 昭和五十七年十二月二十二日(水) 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和五十八年度鳥取県立高等学校募集生徒数について

2 その他

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

昭和57年12月21日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習の日時及び場所

(1) 昭和58年3月1日(火) 午前10時から

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

(2) 昭和58年3月3日(木) 午前10時から

倉吉市綾城279番地 鳥取県中部総合事務所大会議室

(3) 昭和58年3月4日(金) 午前10時から

米子市穂町一丁目160番地 鳥取県西部総合事務所講堂

2 受講手続

(1) 受講申請書の受付期間

昭和58年1月17日から2月5日まで(郵送による場合は、昭和58年

2月5日までの消印のあるものに限る。)

(2) 提出書類

危険物取扱者保安講習受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

(1) 受講手数料 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料

欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

昭和57年12月 6 日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和57年12月21日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

山本みゆき	田中 範文	西垣 裕善	南場 政彦	森 武史
山根 誠	市川 厚一	中井真佐美	山根以右郎	

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者

井口 直正	棟尾 潔	半田 和美	西壇 正司	山本のり子
野田 修作	安本 勲	森 敏	橋本 重信	田中 幸夫
森田 豊美	山根 昭子	吉田 積	寺垣伸一郎	高垣 雅則
岡田 晴人	大西 悦子	西尾 元弘	岡村 満裕	上田賢太郎
山根 昭二	田中 浩美	寺坂 清美	大呂 孝博	松本 勝美
杉村 智浩	磯江 輝尚	小倉 幹夫	米田 高邦	中本 幸博
茅原拉太良	松本 正司	天野 正	山根 光幸	藤谷 恵順
山田 篤司	木天 優治	米田 豊平	重道 正人	川上 恭平
中本 公平	花田 武	谷田 栄司	金澤 啓造	永見 幸二
遠藤 秀美	平木 茂樹	松尾 彰	田子 良雄	瀬尾 宣博
八幡 隆夫	加藤 誉正	山本 哲也		

3 特定品目毒物劇物取扱者試験の合格者

米沢 伸明